

# 京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成（案）

資料3-1

## I 計画の概要

- 計画の趣旨・位置づけ
- 計画の期間 2021年度から2030年度
- 計画の目標年度 2030年度  
基準年度 2013年度

## II 現状と課題

### ■京都府の地域特性と気候変動の現状

- ・京都府の地域特性  
中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候
- ・気候変動の現状・将来予測  
京都における気温の上昇傾向、真夏日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向

### ■京都府の地球温暖化対策の現状と課題

- ・京都府の地球温暖化対策の推進状況
- ・京都府内の温室効果ガス排出量  
電気排出係数の減少、省エネの進展、燃料転換により削減、代替フロン増加  
→2018年度の温室効果ガス排出量は1990年度及び前年度と比べ減少
- ・京都府の再生可能エネルギーの導入状況  
再生可能エネルギーの導入等促進プランに基づき、太陽光発電設備導入拡大  
2019年度 府内総電力需要に占める再エネの導入割合9.4%
- ・京都府の地球温暖化対策の課題  
産業・業務部門：大規模排出事業者における更なる取組の促進  
家庭部門：環境行動の更なる普及、高効率機器の導入・利用の促進  
運輸部門：公共交通や自転車・歩行への転換、物流の効率化の加速化  
住宅、交通、まちづくりなど社会全体で脱炭素化に向けた取組が必要

## III 計画の目標及び推進の方向性

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

長期的な目標

2050年

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

## IV 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

### ■京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測

- ・2030年度の京都府内のBAU排出量は2013年度比3.5%増加  
(産業・運輸部門の排出量は減少、業務・家庭部門の排出量は増加)

### ■温室効果ガスの削減目標（目標年度2030年 基準年度2013年度）

温室効果ガス排出量の  
40%以上削減

再生可能エネルギーに係る目標指標

府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合：35%  
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合：25%

### ■目標達成のために実施すべき取組

#### 【加速すべき取組の方向性】

関係する分野の  
取組に反映



#### 【対象分野】

対象分野ごとに  
実施すべき取組

- 機器・住宅の環境性能の向上
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロン対策の推進
- 森林吸収源対策の推進
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

- 環境配慮型経営の促進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- 資源循環の促進
- 新たな環境産業の育成・支援

- 事業活動（産業・業務）
- 再生可能エネルギー
- 建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）
- 森林吸収源
- 横断的取組

- 自動車交通
- 家庭（電気機器、住宅含む）
- 代替フロン
- 廃棄物、環境物品等

## V 気候変動の影響への適応策の推進

### ■気候変動の影響

- ・京都府における気候変動の影響
- ・適応策の優先度

### ■適応策の進め方

#### ・適応策の方向性

- ①府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- ②気候変動に関する情報収集
- ③適応ビジネスの推進
- ④分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- ・適応策の推進体制の整備  
「地域気候変動適応センター」機能を確保

### ■適応策に関する基本的事項

#### ・推進方針

- ①時間的・空間的な広がりを考慮、幅広い主体への影響を想定、生活や事業活動の質を維持・向上
- ②適応策により、「京都らしさ」を持续・発展
- ③これまで京都が培ってきた知恵を発信

#### ・適応策を展開する基本的視点

- ①長期的に考える ②幅広く対象を想定する
- ③同時解決を図る ④ビジネスにつなげる
- ⑤京都ならではの対策

#### 【7分野】

- ①農林水産業
- ②水環境・水資源
- ③自然生態系
- ④自然災害
- ⑤健康
- ⑥産業・経済活動
- ⑦府民生活

## VI 計画の進行管理

- ・府内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- ・京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- ・計画策定後、概ね5年後に見直し